5　収益の計上基準

附属病院の診療に係る収益

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

6　たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準：低価法

評価方法：移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法によります。

7　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8　リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によります。

Ⅱ　貸借対照表関係

1　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	16,425,250,295
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	8,672,108,715
利益剰余金に与える影響額（差引き）	7,753,141,580円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について、承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額　1,073,964,015円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　148,389,951円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　257,930,132円

9,233,425,678円

2　大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金の担保に供している額

本学が有している土地の一部（8,220,000,000円）、建物（216,741,597円）を担保に供しております。

3　大学改革支援・学位授与機構に対する債務保証の額

当事業年度における債務保証の総額は、62,368,600円であります。

4　運営費交付金にて財源措置されている賞与の見積額

運営費交付金にて財源措置されている賞与の見積額は1,416,928,863円であります。

5　運営費交付金にて財源措置されている退職給付の見積額

運営費交付金にて財源措置されている退職給付の見積額は11,302,051,975円であります。

Ⅲ　損益計算書関係

1　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	48,828,065円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	8,959,752円
当期総利益に与える影響額（差引き）	39,868,313円

Ⅳ　キャッシュ・フロー計算書関係

1　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	7,997,450,335円
定期預金	—円
資金期末残高	7,997,450,335円

2　重要な非資金取引

ファイナンスリースによる資産の取得	673,757,040円
現物寄附による資産の取得	64,110,815円

Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	51,903,093,745円	
⑵　（控除）自己収入等	－33,283,002,274円	
業務費用合計		18,620,091,471円
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		3,814,272,403円
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	12,389,506円	
政府出資等の機会費用	2,457,269,182円	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	237,029,519円	2,706,688,207円
Ⅳ　（控除）国庫納付額		—円
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		25,141,052,081円

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

沖縄県の条例等に定められた金額及び近隣の賃貸借料を参考に算出しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは2.366％であったが、「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しております。

⑶　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債（新発債）の利回りは2.366％であったが、「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しております。